

令和6年度の国民健康保険税の税率 および賦課限度額が改正されます

■ 国保税の税率が変わります

職場の健康保険などに加入している人を除き、町内に住所がある人はすべて国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険税には上限が設けられており、所得が多い世帯でも賦課限度額までしか賦課されません。

また、国民健康保険被保険者の前年の所得と被保険者数によって、均等割と平等割が軽減される措置があります。これらについて詳しくは、町公式ホームページなどをご覧ください。

● 国民健康保険税の算定方法

①被保険者が支払う医療費の財源となる「医療給付費分」

②75歳以上の後期高齢者医療制度を支えるための「後期高齢者支援金分」

③40～64歳の人が加入する介護保険制度を支えるための財源となる「介護納付金分」の合計が年税額となります。3つの保険税はさらに「所得割」「均等割」「平等割」の合計で算出されます。

令和6年度の国保税の税額については、6月中旬に町税務課から納税通知書をお送りしますのよう確認ください。

	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分 (40～64歳の人のみ)
所得割	8.8%	2.9%	2.68%
均等割 (一人につき)	3万円	1万円	1万8千円
平等割 (世帯ごと)	1世帯につき 2万2千円	1世帯につき 8千円	—
賦課 限度額	65万円	24万円	17万円

【お問い合わせ先】

・国保税に関すること 町税務課

☎ 096・234・1112

(内線115)

ねんきん情報

＼学生だから納付が大変、でも大丈夫／

国民年金保険料の学生納付特例制度

日本国内に住む全ての人は、20歳になったら国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生には在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。利用するには申請が必要です。

● 学生納付特例の対象期間

令和6年4月分～令和7年3月分

● 必要書類

学生であることを証明する書類（学生証、生徒手帳、在学証明書などの写し）

● ターンアラウンドハガキについて

既に学生納付特例の承認を受けている人で、卒業予定年月日を確認できている場合には、日本年金機構から本人宛にハガキ形式の申請書（ターンアラウンドハガキ）が毎年送付されます。必要事

項記入し、返送することで窓口に来訪することなく申請できます。

なお、ハガキが届かなかった人や学校を変更した人などは通常通り窓口での申請が必要です。

● 追納について

過去に年金保険料の学生納付特例や申請免除などを受けた場合、全額納付した場合と比べて老齢基礎年金が低額となります。このため、学生納付特例などを受けた期間については、後から納付することができます。

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎ 096-234-1113 (内線104)

熊本東年金事務所

☎ 096-367-8144

犬を飼っている人へ 登録と狂犬病予防注射を受けましょう

■犬を飼い始めたら登録が必要

狂犬病予防法により、生後91日以上
の犬を飼い始めたら、30日以内に登録
と狂犬病予防注射を受けることが必要
です。登録は犬の生涯に1回、狂犬病
予防注射は毎年1回受けなくてはなり
ません。

犬の登録は、町環境衛生課（甲佐町
水道管理センター内）で行えます。

●登録料

1頭につき3千円

■狂犬病予防法により、毎年狂犬病 予防注射を受けることが必要です。

町では毎年春と秋の2回、町内約30
会場を巡回して登録と狂犬病予防注射
を実施しています。

最寄りの会場で必ず登録と注射を受
けさせてください。都合で行けなかつ
た場合は、動物病院などで注射を受け
てください。

なお、登録と狂犬病予防注射にはそ
れぞれ手数料が必要となります。また、
動物病院などで予防注射を受けた場合
は、動物病院などに注射代をお支払い
ください。

■春の狂犬病予防注射を実施します

令和6年度の春の集合狂犬病予防注
射の実施を5月20日（月）～24日（金）、
26日（日）に予定しています。登録が
済んでいる犬の場合は、飼い主に対し
てお知らせと問診票を送付します。新
しく犬を飼われる人には、回覧などで
お知らせします。

また、狂犬病予防注射は動物病院な
どで受けることができます。動物病院
などで予防注射を受けた場合は、環境
衛生課にて狂犬病予防注射済票交付申
請の手続きをお願いします。

●対象

生後91日以上経過している犬

■犬の登録事項変更について

犬の転居や譲渡および犬が死亡した
ときなど、犬の登録事項に変更が生じ
た場合は、手続きが必要となります。
ご不明な点は、環境衛生課までお問い
合わせください。

【お問い合わせ先】

町環境衛生課

☎096・234・1169

令和6年度町税納期限のお知らせ

納付期限	固定資産税		軽自動車税	町民税 (普通徴収)	国民健康保険税 (普通徴収)	口座振替日
	4期割 ※	10期割				
4月30日(火)	第1期					4月30日(火)
5月31日(金)			全期			5月28日(火)
7月1日(月)		第1期		第1期	第1期	6月28日(金)
7月31日(水)	第2期	第2期		第2期	第2期	7月29日(月)
9月2日(月)		第3期		第3期	第3期	8月28日(水)
9月30日(月)		第4期		第4期	第4期	9月30日(月)
10月31日(木)		第5期		第5期	第5期	10月28日(月)
12月2日(月)		第6期		第6期	第6期	11月28日(木)
12月20日(金)	第3期	第7期		第7期	第7期	12月18日(水)
1月31日(金)		第8期		第8期	第8期	1月28日(火)
2月28日(金)	第4期	第9期		第9期	第9期	2月28日(金)
3月31日(月)		第10期		第10期	第10期	3月28日(金)

※ 固定資産税（4期割）は、法人および町内に住所を有しない個人または共有名義の人が対象となります。

【お問い合わせ先】

町税務課 ☎096-234-1112（内線114）

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問合わせ先にご確認ください

お知らせ

軽自動車税の減免申請は
5月31日(金)まで

身体や知的・精神などに障がいのある人が所有し、身体障がい者など
の人のために使用する軽自動車につ
いて、その障がいの程度や軽自動車
の使用状況などが一定の要件を満た
す場合、申請により、軽自動車税種
別割の減免を受けられる場合があります。
ます。

この制度に該当する場合は、町税
務課にて申請を行うことにより障が
い者1人につき、1台のみ軽自動車
税種別割が減免になります。ただし、
普通自動車の減免との併用はできま
せん。

▼申請期限

5月31日(金)

※期限を過ぎての申請は受け付けて

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111 (代表)
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
(町生涯学習センター)
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111 (代表)
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111 (代表)

いません。

※詳しくは町公式ウェブサイトをご
覧ください。

▼お問い合わせ先 町税務課

☎096-234-1112

(内線115)



里親制度について お尋ねください

それぞれの事情で親と離れて暮ら
す子どもたちを自分の家庭に迎え入
れ、さまざまなサポートを受けなが
ら養育するのが「里親制度」です。
熊本は里親が不足している現状か
ら、多くの方に里親制度について
知ってもらうための窓口が設置され
ています。

▼お問い合わせ先

慈愛園乳児ホーム養育家庭支援セ



ンターきらきら

☎096-383-8100

物価高騰対策重点支援 給付金のご案内

エネルギー、食料品価格等の物価
高騰による負担増を踏まえ、国の重
点支援地方交付金を活用し、令和5
年度(令和4年中の収入)住民税均
等割のみ課税世帯に対して、1世帯
あたり10万円の給付を実施します。
また、低所得者の子育て世帯に、世
帯内で扶養されている18歳以下の子
ども一人あたり5万円を支給します。
●住民税非課税世帯へのごも加算
次の条件をすべて満たす世帯が対
象です。

- ・令和5年12月1日時点において、
甲佐町に住民登録があること
- ・令和5年度非課税世帯への物価高
騰重点支援給付金の支給対象とな
る世帯

平成17年4月2日以降に生まれた
子どもが含まれる世帯
・他の市町村で、既に同様の給付を
受けた世帯でないこと
●住民税均等割のみ課税世帯への給
付金(ごも加算含む)
次の条件をすべて満たす世帯が対
象です。

- ・令和5年12月1日時点において、
甲佐町に住民登録があること
- ・世帯の全員が令和5年度住民税所
得割が課されず、うち少なくとも
一人が住民税均等割のみ課税に該
当すること
- ・世帯の中に、住民税が課税となる
所得があるのに未申告である者が
いないこと

・他の市町村で、既に同様の給付を
受けた世帯でないこと

※詳しくは町公式ウェブサイトをご
覧ください。

▼お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

(内線143)



在宅高齢者緊急通報システムをご利用ください

町では、1人暮らしの高齢者などが急病などの緊急事態にボタンひとつで通報できる、緊急通報装置の貸し出しを行っています。いざという時に、自宅に設置した装置から緊急通報センターに連絡ができます。

▼対象者

本町にお住まいの65歳以上で次の全てに該当する人

- ・心臓疾患などの緊急事態が予測される慢性疾患や脳血管疾患などの人、もしくは転倒の可能性が著しく高いなどの理由で日常生活上注意を要する状態である人
- ・ひとり暮らしの人、もしくは同居者が重度の障がい者または要介護者である人

▼利用料

・月額500円

※別途、装置の電池交換費用が発生します。

▼お申し込み・お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114
(内線146)

熊本県調理師試験のご案内

令和6年度の熊本県調理師試験が次のとおり実施されます。

▼試験期日

10月26日(土)

▼試験会場

熊本大学 全学教育棟

(熊本市中央区黒髪2-40-1)

▼受験資格

中学校卒業以上の学歴を持ち、飲食店や給食施設などで2年以上調理業務に従事した経験のある人

▼願書配布

5月7日(火)から県保健所や県健康づくり推進課などで配布

▼願書受付

5月7日(火)～6月3日(月)

▼提出先・お問い合わせ先

(公社) 調理技術技能センター
(東京都中央区日本橋堀留町

2-8-5 JACCビル5階)

☎03-3667-1815

防災行政無線戸別受信機を設置しませんか

町では、災害などの情報を住民にお知らせするために、防災行政無線戸別

受信機の設置をすすめています。

戸別受信機を設置していない家庭においては、設置を検討ください。また、すでに設置されている家庭においては、音が途切れるなどの不具合の確認をお願いいたします。

※停電時でも受信できるよう、乾電池の定期的な交換をお願いします。

▼お問い合わせ先

町くらし安全推進室

☎096・234・1167

(内線241)

犬や猫を飼っている人へ

飼っている犬や猫が迷子になってしまった時は、保護されている場合がありますので、次のところに届け出てください。

- ・お住まいの管轄の保健所
- ・行方不明になった場所に近い保健所
- ・最寄りの警察署

また、「熊本県動物愛護ホームページ」では、保護された犬や猫の情報を検索

できるほか、飼い主が迷子情報(犬・猫)を登録することもできます。ぜひご利用ください。

▼お問い合わせ先

県健康危機管理課

☎096-3333-2248

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	3月	年累計
人身事故	1	1
物損事故	18	44
盗難など	0	0

3月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	3	0
原野	12	+2
その他	13	+1
合計件数	28	+3

4月15日現在(カッコ内は前年比較)

tax

町税などの滞納処分(3月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	4件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	191,000円

お知らせ

町の防災情報をお届けします

町では、住民の皆さんの携帯電話のメール・アプリ機能を活用して、安心して暮らすための防災・防犯などの安全安心情報、くらしに役立つ生活情報、観光イベント情報などを迅速、正確にお知らせするメールアプリシステム「こうさ情報たしかめーる」を導入しています。

※詳しくは町公式ウェブサイトをご覧ください。



お問い合わせ先

町くらし安全推進室

☎096・234・1167

(内線241)

通常収集しないごみの収集について

●出せるごみ（一般家庭のもの）

タイヤ、バイク、ボイラー、バッテリー、風呂おけ、ガラス戸、アルミサッシ、家電4品目など

※運搬費用は町が負担しますが、処理費用は個人負担です。家庭用電化製品は、運搬費、処理料、郵便

振込手数料が個人負担です。

●出せないごみ

中身の残った「ペンキ缶、オイル缶」、プロパンガスボンベ、農薬、消火器、パソコン、プリンタなど
※処理の方法は、購入先などにお問い合わせください。

▼開設日時

6月1日（土）・12月8日（日）

午前8時30分～午前11時

▼開設場所

甲佐町総合運動公園ヘリポート

▼お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096・234・1169

令和6年度高齢者の肺炎球菌感染症予防接種について

高齢者の肺炎球菌感染症に対する予防接種は、定期接種（B類疾病）に位置づけられています。接種を希望する場合は、決められた期間内に接種をお願いします。

▼対象者

65歳の人

・60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の周辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不

可能な程度の障がい有する人

▼接種回数

1回※定期接種としての接種は1人1回のみです。

▼接種費用

4,080円

※町外契約医療機関で接種する場合は4,280円となります。

▼接種期間

65歳の誕生日から66歳の誕生日前日まで

※接種期間外に接種した場合の接種費用は全額個人負担となります。

ご注意ください。

▼接種方法について

・町内の医療機関で接種する場合
医療機関に直接予約してください。
・町外の医療機関で接種する場合
接種を希望する医療機関が予防接種広域化業務を受託しているかを確認してください。
※医療機関または町健康推進課へ事前にお問い合わせください。予診票は接種前に交付申請が必要です。

町健康推進課の窓口で手続きを行ってください。

※接種後の手続きは特にありません。予防接種広域化業務を受託していない医療機関で接種した場合は任意接種となり、費用は全額個人負担となります。ご注意ください。

▼お問い合わせ先

町健康推進課

☎096・235・8711

「くまもとの地下水を育む募金箱」の設置について

公益財団法人くまもと地下水財団は、熊本地域の宝である地下水の保全事業を展開する公的な団体です。財団では、活動の周知と啓発を図り、財源を広く募ることを目的として「くまもとの地下水を育む募金箱」を各地に設置しています。

令和5年度は財団全体で6万7784円の募金が寄せられました。寄せられた募金は、森の保全や冬場の水田への水張りなどの地下水保全事業に活用されます。かけがえのない熊本の地下水を次の世代につながる活動にご支援、ご協力をお願いします。

▼設置場所

町会計課窓口（役場庁舎内）

▼お問い合わせ先

公益財団法人くまもと地下水財団

☎096・227・6678

甲種防火管理資格取得講習会の実施について

上益城消防組合では、甲種防火管理者取得講習会を開催します。

▼実施日程

6月27日(木) 午前9時～午後5時
6月28日(金) 午前9時～正午

▼受講場所

上益城消防組合消防本部

▼受講申込期間

5月20日(月) ～ 5月31日(金)

▼定員

先着35名

▼受講料

4,000円

※詳細は、上益城消防本部のホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

上益城消防組合消防本部予防指導課

☎096・282・1963

繁殖期の野鳥保護および指導取締強化月間について

県では、5月10日(金)からの1カ月間を野鳥保護指導取締強化月間と定め、野鳥の違法捕獲などの防止に取り組んでいます。

野生鳥獣などは、その保護や狩猟の適正化に関する法律により、原則として捕獲、殺傷、採取が禁止されています。

メジロなどを愛がん飼養目的で捕獲することも原則できませんのでご注意ください。

▼お問い合わせ先

県中央広域本部長益城地域振興局

林務課

☎096・282・0142

農薬の空容器や不要な農薬は適正に処理しましょう

農薬空容器は、産業廃棄物であり、野焼きや不法投棄が法律で禁止されています。

これらを処分するためには、専門の廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。J A・経済連と農薬卸業者・販売店が連携し、各J Aが回収日時・場所を設定し、専門業者に一括して処理を委託しています。

回収に関する日時、場所、方法および費用などの情報については最寄りのJ Aまたは熊本県農業技術課までお尋ねください。

▼お問い合わせ先

県農業技術課

☎096・3333・2381

特殊肥料「椿油粕」について

特殊肥料として販売されている椿油粕は、害虫の駆除目的で使用すると農薬取締法違反となります。ご注意ください。

▼お問い合わせ先

県農業技術課

☎096・3333・2381

募集

第36回熊本県シニア作品展 作品募集

第36回熊本県シニア作品展は、高齢者が創作活動を発表する場を設けることにより、高齢者の文化活動促進と、生きがいづくりを推進することを目的として開催されます。

▼出品部門

日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸

▼出品資格

令和7年4月1日時点で60歳以上(昭和40年4月1日以前にお生まれの人)である県内在住のアマチュア

▼出品料

1点につき1千円

▼募集期間

4月1日(月) ～ 6月21日(金)

▼申込方法

町福祉課窓口などに置いてあるリーフレットにてお申込みください。※リーフレットは財団のホームページからもダウンロードできます。

▼お問い合わせ先

(一財)熊本さわやか長寿財団
☎096・354・3083

くらし安全

「電話で『お金詐欺』」に注意!

「警察官や役場職員、銀行員、コールセンター職員などを名乗る者からの電話で次のような「お金」の話が出たら詐欺だと疑い、家族や警察に相談しましょう。

- ・保険料などの過払い金がある
- ・金融機関と連携してATMで還付金の手続きをする
- ・サイトの未納料金があり、解約するにはコンビニで電子マネーカードを購入する必要がある
- ・パソコンのウイルス感染修理代金は電子マネーカードで支払うように案内される
- ・友人がお金を受け取りに行く

また、電話で指示されるまま、ATMを操作するのは危険です。個人情報やキャッシュカードの暗証番号も教えないように注意しましょう。詐欺の被害に遭わないよう、落ち着いて電話の内容をもう一度チェックしましょう。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会
☎096・282・1110